

〔No. 6〕 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 延べ面積5,000m²、地上5階建ての百貨店（避難階は地上1階とする。）で、各階を売場の用途に供するものについては、避難の用に供することができる屋上広場を設けるとともに、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これらを避難階段としなければならない。
2. 主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての共同住宅の用途に供する建築物（避難階は地上1階であり、各階の居室の床面積の合計が200m²で、6階に避難上有効なバルコニー及び屋外に設ける避難階段が設けられているもの）については、各階から地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。
3. 延べ面積2,000m²、地上2階建てのスポーツの練習場の2階の居室から地上に通ずる屋内の廊下及び階段の部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
4. 全館避難安全検証法は、火災発生時において建築物からの避難が安全に行われることを「当該建築物からの避難に要する時間に基づく検証」又は「火災により生じた煙又はガスの高さに基づく検証」により確かめる方法である。